

火災・自然災害により 被災されたかたへ

手続き・支援のご案内

被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。
この冊子では、被災後の手続きや支援についてご案内します。
緊急性の高いものを中心に、早めに手続きしたほうがよいものから
順に掲載していますので、ご活用ください。

那 珂 市

令和7年3月改訂

目次

り災証明書の発行（火災）.....	2
り災証明書・被災証明書の発行（自然災害）.....	3
災害救援品（日本赤十字社）.....	4
り災者救済賃貸住宅助成金	5
市営住宅の一時使用	6
那珂市災害見舞金.....	7
生活福祉資金貸付制度	8
固定資産税・都市計画税の減免	9
個人住民税等の減免	10
軽自動車等の廃車手続き	11
確定申告による雑損控除の適用	12
市税等の徴収猶予.....	13
国民健康保険税の減免	14
国民健康保険一部負担金の減免	15
後期高齢者医療保険料の減免.....	16
後期高齢者医療保険一部負担金の減免	17
介護保険料の減免.....	18
介護サービス利用者負担額の減免	19
保育施設の臨時利用・保育料減免	20
放課後学童保育料の減免	21
水道の休止手続き	22
下水道の休止(廃止)・変更	23
災害ごみの処分	24
印鑑登録の手続き	25
マイナンバーカードの再交付	26
旅券(パスポート)の届け出	27

り災証明書の発行（火災）

り災証明書は、火災にあわれたかたが各種申請をおこなう際に必要となる証明書です。

※地震や風水害による被害の場合は、市役所防災課が発行いたします。ガイドブックの3ページをご確認ください。

【対象となるもの】

建物、車両、林野等の火災で、原則として消防が現場見分を終了したもの。

【申請・発行の流れ】

現場見分終了後、消防職員が「り災証明申請書」を直接手渡してご説明します。

必要な書類を添えて、消防本部予防課まで提出してください。

り災証明書を発行します。

※事前に連絡した上で来庁いただくとスムーズに発行できます。

【必要な書類】 提出先≫消防本部予防課

- ☐ り災証明申請書
- ☐ り災者の委任状(申請者とり災者の関係による)

【その他】

り災証明書の発行に手数料は掛かりません。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市消防本部予防課予防グループ(那珂市菅谷651-3)

電話番号 ◆ 029-295-2114

メー ル ◆ syoubou-y@city.naka.lg.jp

り災証明書・被災証明書の発行（自然災害）

地震や風水害などの自然災害にあわれたかたから申請があった場合に、り災証明書や被災証明書を交付します。

※火災の被害の場合は消防本部予防課が発行いたします。ガイドブックの2ページをご確認ください。

【証明書の種類】

種 別	内 容	申請できるかた
り災証明書 (地震・風水害)	住家(現にお住まいの建物)に被害を受けた場合に発行	・世帯主または同一世帯に属するかた ・上記のかたから委任された代理人
被災証明書	災害により被災した非住家や、建物以外の不動産または動産を対象として、被害を証明するものとして発行	・所有者または使用者 ・上記のかたから委任された代理人

【必要な書類】 提出先≫防災課

- ☐ り災証明申請書または被災証明申請書
- ☐ り災者または被災者の委任状(申請者とり災者(被災者)の関係による)
- ☐ 被害の状況が確認できる写真
- ☐ 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

【その他】

り災証明書および被災証明書の発行に手数料は掛かりません。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 防災課防災グループ(本庁4階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線440・443)
メー ル ◆ bousai@city.naka.lg.jp

災害救援品（日本赤十字社）

災害により、住家が著しく損壊したかたが希望された場合、日本赤十字社茨城県支部が備蓄する物資を支給します。

【救援品の種類】

物資名	内容
毛布	1袋につき1枚(大きさ約 1.4m×2m)
緊急セット	タオル、ウェットティッシュ、ポケットティッシュ、軍手、ゴム手袋、ビニール袋、コップ、スプーン・フォークセット、物干しロープ、洗濯バサミ、救急絆創膏、弾力包帯、ガーゼ、マスク、歯ブラシ、毛抜き、ふろしき、携帯ラジオ、懐中電灯、天チャックポーチ、鉛筆、メモ用紙、挨拶状、バッグ(外袋)
安眠セット	マット、枕、アイマスク、耳栓、スリッパ、靴下、外袋(大・小)
タオルケット	1袋につき1枚
ブルーシート	1枚
布団セット	掛布団、敷布団、枕、掛布団カバー、敷布団カバー、枕カバー、毛布

※県支部からの交付状況により、内容物が異なる場合があります。

【注意事項】

災害救助法が適用されるような大規模かつ広域的な災害時には、原則毛布のみを支給対象とします。また、毛布は避難所等での使用を優先する場合があります。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 社会福祉課生活福祉グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線125)
メー ル ◆ shakai-f@city.naka.lg.jp

関係部署 ◆ 日本赤十字社茨城県支部(029-241-4516)

り災者救済賃貸住宅助成金

火災や自然災害等により住居の焼失・倒壊等の被害が発生し、自宅に居住できなくなった場合に、賃貸住宅の家賃等を助成します。

【対象となるかた】

以下のすべてに該当するかたが支援を受けられます。

- (1) 市内に住所を有しているかた
- (2) 自己所有の住宅(賃貸物件を除く)に居住することができなくなったかた

【助成の範囲】

助成対象	助成額	備考
家賃	月額 5万円以内	6か月を限度とします。
敷金・礼金	実費相当分15万円の範囲内	退去の際に敷金の返戻があった場合は、当該敷金にかかった助成金は返還してください。

※市内の賃貸住宅に限ります。

【必要な書類】 提出先≫社会福祉課

- ☐ り災者救済賃貸住宅助成金交付申請書
- ☐ り災証明書の写し
- ☐ 賃貸契約書の写し
- ☐ 振込口座が確認できるもの

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 社会福祉課生活福祉グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線125)
メー ル ◆ shakai-f@city.naka.lg.jp

社会福祉課HP



市営住宅の一時使用

火災や自然災害等により居住していた住宅を失った場合、次の住居を見つけるまでの間、一時避難場所として短期間市営住宅を使用することができます。

【使用できる住宅】

住宅名	所在地	備 考
鴻巣住宅	鴻巣1300番地	駐車場あり(1台分)
静駅前住宅	瓜連1445番地1	

※空き状況によっては、提供できない場合があります。

【使用料】

使用する住宅によって異なります。また、使用料の全部または一部が免除される場合があります。

【必要な書類】 提出先≫管財課

- ☐ 那珂市営住宅一時使用許可申請書
- ☐ リ災証明書の写し

【注意事項】

- ・ 各部屋の照明、家具・家電類(テーブル、エアコン等)、ガスコンロ、カーテン、網戸はついていません。
- ・ 室内清掃や庭等の除草・剪定は行っていない状態での引き渡しとなります。
- ・ 電気・水道・ガス等の使用開始の手続きはご自身でおこなってください。

※市営住宅の入居要件を満たしているかたは、正式入居の手続きを行うことで引き続き市営住宅に入居することができます。(入居条件については、市ホームページをご確認いただくか、管財課へお問い合わせください。)

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 管財課住宅・公共施設グループ(本庁3階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線344)
メー ル ◆ kanzai@city.naka.lg.jp

管財課HP



那珂市災害見舞金

火災や自然災害等により、住家の損壊などの被害を受けた場合や、被災者が負傷・死亡した場合に、被災者またはその遺族に対して見舞金をお支払いします。

【対象となるもの】

■住家等の災害の場合

被害の程度	住家	非住家
全焼・全壊・流失	100,000 円	10,000 円
半焼・半壊・一部流出	50,000 円	10,000 円
床上浸水	30,000 円	8,000 円

※非住家の被害が複数ある場合は、1 件とみなします。

■人的被害の場合

被害の程度	住家
死亡	100,000 円
1か月以上の入院加療を要する負傷	50,000 円
1週間以上か月未満の入院加療を要する負傷	20,000 円

【対象とならないもの】

- ・ 災害救助法が適用されるような大規模かつ広域的な災害
- ・ 故意によるもの

【必要な書類】 提出先≫ 社会福祉課

- ☐ 災害見舞金等支給申請書
- ☐ リ災証明書の写し(人的被害の場合は、医師の診断書)

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 社会福祉課生活福祉グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線125)
メー ル ◆ shakai-f@city.naka.lg.jp

[社会福祉課HP](#)



生活福祉資金貸付制度

火災や自然災害等によって臨時の生活費が必要なときや、災害により破損した家財等を買替えるときなど、臨時に必要な経費を対象とした貸し付けがあります。

【対象となるかた】

次のいずれかに該当する世帯で、償還の見通しが立てられる場合に貸し付けを受けることができます。

- (1) 低所得者世帯(必要な資金を他から借り受けることが困難で、市町村民税非課税程度の世帯)
- (2) 障害者世帯(身体障害者、知的障害者または精神障害者等の属する世帯であり、償還の際に生活保護基準以上の生活が送れる見通しが立てられる世帯)
- (3) 高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する 65 歳以上の高齢者が属する、所定の所得基準を満たす世帯)

※所得基準は、世帯構成の年齢や人数などによって異なります。

※(2)(3)については、当該者本人のために必要と認められる場合のみ対象となります。

【資金の種類】

資金種類 (目的)	貸付上限額	据置期間	償還期限
緊急小口資金(臨時の生活費)	100,000円	2か月以内	12か月以内
福祉費(家財等の臨時の経費)	1,500,000円	6か月以内	7年以内

【注意事項】

- ・ 同じ目的で他の法制度の利用が見込まれる場合は対象外となります。
- ・ 社会福祉協議会菅谷事務所で申請を受け付けます。貸し付けの可否については、実施主体の茨城県社会福祉協議会において審査を行い決定します。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 社会福祉法人那珂市社会福祉協議会菅谷事務所
住 所 ◆ 那珂市菅谷3198 市総合保健福祉センター「ひだまり」
電話番号 ◆ 029-298-8881

実施主体 ◆ 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会(029-244-4559)

固定資産税・都市計画税の減免

火災や自然災害等により被害を受けた場合、固定資産(土地・建物・償却資産)にかかる固定資産税や都市計画税の減免が受けられることがあります。

【対象となるもの】 ※原則、著しく価値を減じた固定資産が対象となります。

種 別	減免が受けられる要件
土地	地盤崩壊、表土の流失または土砂、岩石の堆積等により利用できなくなった場合
家屋	焼失、全壊、流失または壁や屋根などの広い範囲での損壊があり、り災証明書により半壊以上(火災の場合は損傷率が 20%以上)の被害を受けた場合
償却資産	使用不能等となった場合

【申請期限】

被災日以降に到来する納期限までに申請してください。(納期限の詳細は納税通知書等をご確認ください。)

固定資産税・都市計画税の納期限			
第 1 期	4月末日	第 3 期	12月25日頃
第 2 期	7月末日	第 4 期	2月末日

【必要な書類】 提出先≫税務課

- ☐ 減免申請書
- ☐ 減免を受けようとする事由を証明する書類(り災証明書の写し等)

【注意事項】

減免申請は、年度ごとの受付となるため、翌年度以降も引き続き減免を受けようとする場合は、毎年度必ず申請をしてください。(自動更新はされませんのでご注意ください。)

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 税務課資産税グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線162・163・164)
メー ル ◆ zeimu@city.naka.lg.jp

個人住民税等の減免

火災や自然災害等により、個人住民税の納税義務者本人や、配偶者または扶養親族所有の住宅が被害を受けた場合や、本人が死亡または障害を負った場合に、現年度分の個人住民税等の減免が受けられることがあります。

■住宅被害の場合 ※前年の合計所得金額が1,000万円以下のかたが対象となります。

前年の合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下	大規模半壊以上	10分の10を減免
	半壊	2分の1を減免
500万円を超え750万円以下	大規模半壊以上	2分の1を減免
	半壊	4分の1を減免
750万円を超え1,000万円以下	大規模半壊以上	4分の1を減免
	半壊	8分の1を減免

【必要な書類】 提出先≫税務課 ※納期限までに提出してください。

- ☐ 火災証明書の写し
- ☐ 住宅の価値を証するものの写し
- ☐ 保険金等の支払証明書

■人的被害の場合

区 分	減免の割合
死亡したとき	10分の10を減免
障がい者となったとき	10分の9を減免

【必要な書類】 提出先≫税務課 ※納期限までに提出してください。

- ☐ 火災証明書の写し
- ☐ 災害によって死亡したこと(または障がい者となったこと)を証するもの

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 税務課市民税グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線165・166)
メー ル ◆ zeimu@city.naka.lg.jp

軽自動車等の廃車手続き

軽自動車税は、毎年4月1日時点で車両を所有しているかたに対して課税されます。
火災や自然災害等の被害を受けて軽自動車等が使用できない場合は、以下の場所で廃車の手続きをおこなってください。

■税務課で手続きできるもの

対 象	手続き場所
原動機付自転車(原付)(125cc 以下)	税務課市民税グループ(本庁1階窓口⑤) (那珂市福田1819-5) ☎029-298-1111(内線165・166)
農耕用車両	
小型特殊自動車	
特定小型原動機付自転車	

【必要な書類】

- ☐ 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書
- ☐ 標識交付証明書
- ☐ 届出者の本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 標識(ナンバープレート) ※紛失の場合、標識弁償金として200円がかかります。

■手続き場所が異なるもの (必要な書類は手続き場所にお問い合わせください。)

対象	手続き場所
三輪・四輪の軽自動車(660cc 以下)	軽自動車検査協会 茨城事務所 (水戸市酒門町4400) ☎050-3816-3105
二輪の軽自動車(125cc超~250cc以下)	関東運輸局 茨城運輸支局 (水戸市住吉町353) ☎050-5540-2017
二輪小型自動車(250cc 超)	

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 税務課市民税グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線165・166)
メー ル ◆ zeimu@city.naka.lg.jp

確定申告による雑損控除の適用

火災や自然災害等により、個人住民税の納税者本人や配偶者または扶養親族の有する生活用資産などに損失を受けたときに、確定申告をすることで雑損控除が受けられることがあります。

【対象となるもの】

災害における損害が対象となります。所得金額により災害減免法の適用を受けることもできますが、雑損控除との併用はできません。制度の詳細は、太田税務署(0294-72-2171)にお問い合わせください。

■雑損控除計算方法(簡便法)

対象年の損失の金額※₁ - (対象年の総所得金額等) × 10% = A

対象年の損失の金額のうち災害関連支出※₂の金額 - 5万円 = B

➡A・Bのうちいずれかの多いほうの金額が雑損控除額となります。

※1 損失の金額…災害で直接失った財産や価値のこと

※2 災害関連支出…災害後にかかった復旧費用などの実際の支出のこと

【手続きについて】

被害を受けた年分の確定申告は太田税務署でおこないます。手続き方法や必要な書類は太田税務署(0294-72-2171)にお問い合わせください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 税務課市民税グループ(本庁1階)

電話番号 ◆ 029-298-1111(内線165・166)

メー ル ◆ zeimu@city.naka.lg.jp

関係部署 ◆ 太田税務署(0294-72-2171)

市税等の徴収猶予

火災や自然災害等により、市税等を一時に納付することが困難な場合に、納期限までの納付や財産の換価(売却)などが猶予される制度があります。

【対象となる市税等】

- ・ 市民税
- ・ 固定資産税・都市計画税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税
- ・ 介護保険料
- ・ 後期高齢者医療保険料

【猶予が認められた場合の効果】

- ・ 1年以内を限度に市税の徴収が猶予されます。(介護保険料、後期高齢者医療保険料は6か月以内を限度)
- ・ 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
- ・ 督促、財産の差し押さえや換価(売却)が猶予されます。

※申請の手続きや、制度の詳細は、市ホームページをご確認いただくか、収納課へご相談ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 収納課収納グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線172・173・174・175)
メー ル ◆ syuunou@city.naka.lg.jp

収納課 HP



国民健康保険税の減免

国民健康保険の世帯主(納税義務者)またはその世帯に属する被保険者が、火災や自然災害等により著しい損害を受けた場合には、申請により国民健康保険税が減免になることがあります。

【減免判定の基準及び減免の割合】

減免判定の基準に応じた割合で、保険税が減免されます。

※保険税の各期納期限が経過したもの及び既に納付済みの保険税は、減免の対象とはなりません。納期限については、国民健康保険税納税通知書をご確認ください。

減免判定の基準	減免の割合
住宅の全焼・全壊・流失	保険税の10分の10を減免
住宅の半焼・半壊	保険税の10分の7を減免
床上浸水	保険税のうち所得割額の10分の5を減免
家財の2分の1以上の損害	

【必要な書類】 提出先≫保険課

- ☐ 国民健康保険税減免申請書
- ☐ リ災証明書等の災害の状況を証明する書類
- ☐ 災害等による居宅又は家財の財産の被害に関する申立書
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※申請の方法や制度の詳細については、保険課までご相談ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 保険課 保険・年金グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線 142・143)
メー ル ◆ hoken@city.naka.lg.jp

国民健康保険一部負担金の減免

国民健康保険の被保険者またはその属する世帯の世帯主が、火災や自然災害等により著しい損害を受けた場合には、申請により国民健康保険の一部負担金(病院の窓口で支払う本人負担分)が減免(減額)されることがあります。

【要件及び減免の割合】

世帯主及びその世帯に属する被保険者の預貯金総額が基準生活費(生活保護基準)の3か月分以下であるとき、災害等による損害の程度に応じて一部負担金が減免されます。

損害の程度	減免の割合
死亡または心身に重篤な傷病を負った場合	10分の10を減免
住宅が全壊・大規模半壊した場合	
住宅が半壊した場合	2分の1を減免

【必要な書類】 提出先≫保険課

- ☐ 国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書
- ☐ 火災証明書等の災害の状況を証明する書類
- ☐ 被保険者である世帯員全員に係る給与証明書その他収入及び資産保有状況を証する書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類

※申請の方法や制度の詳細については、保険課までご相談ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 保険課 保険・年金グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線142・143)
メー ル ◆ hoken@city.naka.lg.jp

後期高齢者医療保険料の減免

後期高齢者医療保険の被保険者またはその属する世帯の世帯主が、火災や自然災害等により、住宅や家財等の財産について著しい損害を受けた場合には、申請により後期高齢者医療保険料が減免になることがあります。

【要件及び減免の割合】

災害等による損害の程度及び所得額(被保険者及び世帯主)に応じた割合で、保険料が減免されます。

所 得	損害の程度	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下	2分の1を減免	10分の10を減免
500万円を超え 750万円以下	4分の1を減免	2分の1を減免
750万円を超え 1,000万円以下	8分の1を減免	4分の1を減免

【必要な書類】 提出先≫保険課

- ☐ 後期高齢者医療保険料減免申請書
- ☐ 災害等による居宅又は家財等の財産の被害に関する申立書
- ☐ 火災証明書等の災害の状況を証明する書類
- ☐ その他広域連合長が必要と認める書類

※申請の方法や制度の詳細については、保険課までご相談ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 保険課 保険・年金グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線 145・146)
メー ル ◆ hoken@city.naka.lg.jp

後期高齢者医療保険一部負担金の減免

後期高齢者医療保険の被保険者またはその属する世帯の世帯主が、火災や自然災害等により、住宅や家財等の財産について著しい損害を受けた場合には、申請により後期高齢者医療保険の一部負担金(病院の窓口で支払う本人負担分)が減免(減額)されることがあります。

【要件及び減免の割合】

災害等による損害の程度及び所得額(被保険者及び世帯主)に応じた割合で、一部負担金が減免されます。

所 得	損害の程度	
	10分の3以上10分の5未満	10分の5以上
500万円以下	2分の1を減免	10分の10を減免
500万円を超え 750万円以下	4分の1を減免	2分の1を減免
750万円を超え 1,000万円以下	8分の1を減免	4分の1を減免

【必要な書類】 提出先≫保険課

- ☐ 後期高齢者医療一部負担金減免・徴収猶予申請書
- ☐ 災害等による居宅又は家財等の財産の被害に関する申立書
- ☐ リ災証明書等の災害の状況を証明する書類
- ☐ その他広域連合長が必要と認める書類

※申請の方法や制度の詳細については、保険課までご相談ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 保険課 保険・年金グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線 142・143)
メー ル ◆ hoken@city.naka.lg.jp

介護保険料の減免

介護保険の被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持するが、火災や自然災害等により著しい損害を受けた場合は、申請により介護保険料が減免されることがあります。

【要件及び減免の割合】

災害等による損害の程度及び前年の所得金額(世帯の総所得の合計額)に応じた割合で、保険料が減免されます。

損害の程度	所 得	減免の割合
・ 居住する家屋が全焼・全壊・流出した場合 ・ 家財等の財産の実損額が50%以上の場合	210万円以下	10分の10を減免
	210万円超	2分の1を減免
・ 居住する家屋が半焼・半壊・床上浸水した場合 ・ 家財等の財産の実損額が30%以上50%未満の場合	210万円以下	2分の1を減免
	210万円超	4分の1を減免

【減免の適用期間】

災害等のあった日以降、最初に到来する納期限の日が属する月から起算して12か月間

【必要な書類】 提出先≫介護長寿課

- ☐ 介護保険料減免・徴収猶予申請書
- ☐ り災証明書等、損害割合(損害の程度)が確認できるもの
- ☐ 本人確認書類

※申請の方法や制度の詳細については、介護長寿課までご相談ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 介護長寿課介護保険グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線134・135)
メー ル ◆ kaigo-c@city.naka.lg.jp

介護サービス利用者負担額の減免

要介護・要支援の認定を受けて介護サービスを利用しているかたまたはその属する世帯の生計を主として維持するかたが、火災や自然災害等により著しい損害を受けた場合は、申請により、介護サービス利用者負担額が減免されることがあります。

【要件及び減免の割合】

損害の程度	減免の割合
住宅が全焼・全壊・流出した場合	10分の10を減免
家財等の財産の実損額が50%以上の場合	

【減免の適用期間】

災害等のあった日以降、減免申請された翌月から起算して12か月間

【必要な書類】 提出先≫介護長寿課

- ☐ 介護保険利用者負担額減額・免除申請書
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 火災証明書等、損害割合(損害の程度)が確認できるもの
- ☐ 本人確認書類

※申請の方法や制度の詳細については、介護長寿課までご相談ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 介護長寿課介護保険グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線134・135)
メー ル ◆ kaigo-c@city.naka.lg.jp

保育施設の臨時利用・保育料減免

火災や自然災害等の被害を受けたかたが、災害復旧にあたるために保育が必要な場合、保育施設の入所申し込みをすることができます。また、保育料についても減免の対象となる場合があります。

【保育施設の利用方法】

保育時間	保育施設ごとに時間が変わります。
在園期間	災害復旧に要する期間のみ利用が可能です。

【保育料の減免】

被災されたかたが保育料の全部又は一部を負担することができないと認められる場合は、保育料の減免の対象となることがありますので、こども課へご相談ください。

※被災に伴う一時的な利用だけでなく、すでに保育施設を利用しているかたが被災した場合も含みます。

【必要な書類】 提出先≫こども課

- ☐ 利用者負担額・副食費(減額・免除)申請書
- ☐ 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書 ※新規入所希望者のみ
- ☐ リ災証明書の写し

※その他必要な書類は、こども課保育グループまでお問い合わせください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 こども課保育グループ(本庁2階)

電話番号 ◆ 029-298-1111(内線 252・253)

メー ル ◆ kodomo@city.naka.lg.jp

放課後学童保育料の減免

放課後学童保育事業(公立学童保育所)の利用者で、火災や自然災害等により被害を受けた場合は、申請により学童保育料・延長保育料が免除されます。

【対象となるかた】

災害等により生活が困難になった、またはそれに準じると認められるかた	10分の10を減免
当該年度中の所得が皆無となった、またはそれに準じると認められるかた	10分の10を減免

【必要な書類】 提出先≫こども課

- ☐ 放課後学童保育料免除申請書
- ☐ リ災証明書の写し

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 こども課子育て支援グループ(本庁2階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線 254・255)
メー ル ◆ kodomo@city.naka.lg.jp

水道の休止手続き

火災や自然災害等による住家の損壊などで、水道の使用を一時的に休止する場合、水道課へ届け出が必要です。

【水道の使用を休止する場合】

すみやかに水道課まで連絡をお願いします。

また、使用を再開する場合は、「開始申請書」の届け出が必要です。市ホームページをご確認ください。

■漏水時のワンポイントアドバイス

敷地内で漏水を発見した場合、量水器隣にある補助バルブを閉め、那珂市給水指定工事店へ修理を依頼してください。工事費は個人負担となります。



那珂市給水指定工事
業者一覧



※その他、水道に関することでご不明な点がございましたら、水道課までご連絡ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 水道課 総務グループ(瓜連支所1階)
窓口委託業者 大崎データテック(株)

電話番号 ◆ 029-298-1111(代表) (内線 846・847)

ファックス ◆ 029-296-1942

メー ル ◆ suidou@city.naka.lg.jp

水道課HP

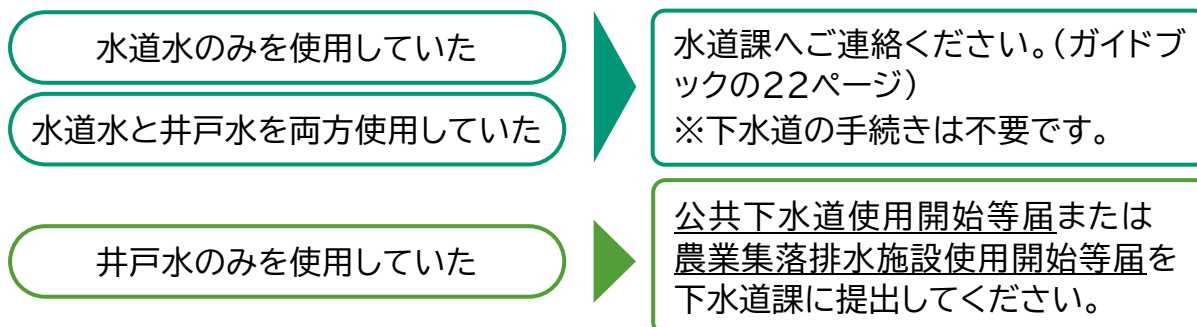


下水道の休止(廃止)・変更

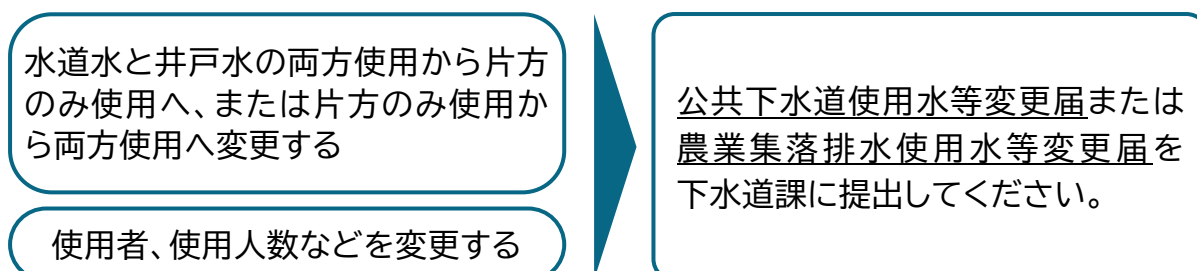
火災や自然災害等により、住居を現住所から移すなどして下水道を使用しなくなる場合や使用する水の種類・使用者・使用人数などの下水道の使用方法を変更する場合は、届け出が必要です。

【手続き方法】

■下水道を使用しなくなる場合



■下水道の使用方法を変更する場合



【必要な書類の例】 ※手続き方法のフロー図を参考に提出してください。

- ☐ 公共下水道使用開始等届 または 農業集落排水施設使用開始等届
- ☐ 公共下水道使用水等変更届 または 農業集落排水使用水等変更届

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 下水道課業務グループ(瓜連支所1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線 853・856)
メー ル ◆ gesuidou@city.naka.lg.jp

下水道課HP



災害ごみの処分

火災や自然災害等で発生した家庭ごみを大宮地方環境整備組合環境センターへ搬入する場合、申請によりごみ処理手数料を減免します。

【処分の手順】

環境センターへ連絡し、手数料減免申請書を取得してください。

申請書に記入し、環境センターへ提出してください。
後日、環境センターから搬入許可証を発行します。(郵送または手渡し)

発行された搬入許可証を持参し、家庭ごみを環境センターへ持ち込んでください。
ごみの持ち込みが終了したら、環境センターへ搬入許可証を返却してください。

【搬入できるごみ】

- ・ 火災や自然災害等によって発生した家財などの家庭ごみ(分別して搬入してください)

【搬入できないごみ】

- ・ 解体業者などが解体することで発生した廃棄物(産業廃棄物に該当します)
- ・ 建築廃材、建築設備
- ・ その他、環境センターで通常受け入れていないもの

※搬入できないごみは、茨城県産業資源循環協会(029-301-7100)または購入店・販売店等にお問い合わせください。

※廃棄物の運搬を業者に依頼する場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者の手配が必要です。許可業者にお心当たりがないときは、環境課までご相談ください。

【必要な書類】 提出先≫環境センター

- ☐ 手数料減免申請書
- ☐ リ災証明書の写しまたは被災証明書の写し

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 環境課環境グループ(本庁4階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線 447・448・449)
メー ル ◆ kankyou@city.naka.lg.jp

関係部署 ◆ 大宮地方環境整備組合 環境センター(029-296-1744)

環境センターHP



印鑑登録の手続き

印鑑登録をしてある印鑑や印鑑登録証を焼失・紛失または著しく損傷した場合は、印鑑登録廃止または印鑑登録証亡失の届け出をしてください。また、印鑑登録証明書が必要な場合は、印鑑再登録の手続きが必要となります。

【印鑑登録の廃止・印鑑登録証の亡失の場合】

以下のものを用意し、市民課窓口にお越しください。

- ☐ 印鑑
- ☐ 印鑑登録証(あるかたのみ)
- ☐ 本人確認書類

【印鑑再登録の場合】

以下のものを用意し、原則として登録する本人が市民課窓口にお越しください。

- ☐ 登録する印鑑
- ☐ 官公署発行の顔写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ☐ 手数料 (印鑑再登録) 450円 (印鑑登録証明書) 1通350円

※代理人が届け出るときは代理人選任届が必要です(即日登録はできません)。事前に市民課へご相談ください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 市民課戸籍・窓口グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線 154・155)
メー ル ◆ shimin@city.naka.lg.jp

マイナンバーカードの再交付

火災や自然災害等によりマイナンバーカードを焼失・紛失または著しく損傷した場合や、マイナンバーカードの機能が損なわれた場合は、本人からの申し出により再交付申請をすることができます。

【申請方法】

個別に申請方法をご案内いたしますので、市民課にお問い合わせください。

【申請時の持ち物】

- ☐ 本人確認書類
※運転免許証等官公署発行の顔写真付きの場合は1点、健康保険証等顔写真のないものは2点必要です。
- ☐ 手数料 1,000 円
- ☐ り災証明書（原本）※確認後返却します。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 市民課戸籍・窓口グループ(本庁1階)
電話番号 ◆ 029-298-1111(内線157)
メー ル ◆ shimin@city.naka.lg.jp

旅券(パスポート)の届け出

火災や自然災害等により、旅券の紛失・焼失または損傷した場合は、市民課に紛失届を提出してください。届け出は必ず本人によるもので、代理ではできません。

また、新たに旅券が必要な場合は、紛失届と同時に新規申請を行うことができます。

【紛失届の必要書類】

- ☐ 紛失一般旅券等届出書 1通 (市民課の窓口にあります)
- ☐ 写真 1枚 (旅券のサイズ規定にあった大きさ・提出の日前6か月以内の撮影のもの)
- ☐ リ災証明書

【紛失届と同時に新規申請する場合の必要書類】

- ☐ 一般旅券発給申請書 1通
※ 市民課の窓口にあります。または外務省ホームページからダウンロードできます。
- ☐ 戸籍全部事項証明(戸籍謄本) 1通
- ☐ 写真 2枚 (旅券のサイズ規定にあった大きさ・提出の日前6か月以内の撮影のもの)
- ☐ 申請者本人を確認できる書類
※ 運転免許証等顔写真付きの場合は1点、健康保険証等顔写真のないものは2点必要です。

■手数料 (令和7年3月24日から)

申請の区分	手数料金額		内 訳	
			収入印紙	茨城県収入証紙
10年旅券(18歳以上)	書面申請	16,300 円	14,000 円	2,300 円
	オンライン申請	15,900 円	14,000 円	1,900 円
5年旅券(12歳以上)	書面申請	11,300 円	9,000 円	2,300 円
	オンライン申請	10,900 円	9,000 円	1,900 円
5年旅券(12歳未満)	書面申請	6,300 円	4,000 円	2,300 円
	オンライン申請	5,900 円	4,000 円	1,900 円
残存有効期間同一旅券	書面申請	6,300 円	4,000 円	2,300 円
	オンライン申請	5,900 円	4,000 円	1,900 円

※詳しい申請方法は、市民課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

担当部署 ◆ 那珂市役所 市民課戸籍・窓口グループ(本庁1階)

電話番号 ◆ 029-298-1111(内線154・155)

メー ル ◆ shimin@city.naka.lg.jp

MEMO

This image shows a blank sheet of white paper with ten horizontal green dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

発 行 那珂市保健福祉部社会福祉課
〒311-0192 茨城県那珂市福田 1819 番地 5
T E L 029-298-1111 (代表)
E-mail shakai-f@city.naka.lg.jp